

はじめに

川越市では、悪臭防止法に基づく規制方法を「物質濃度規制」から「臭気指数規制」に変更すべきか検討することになりました。臭気指数による規制は、人の嗅覚による臭気強度の感覚に近く、複合臭等の問題に対して有効性が認められています。

このことから、臭気指数規制を導入した場合の地域的問題点を調査し現状を捉えるため、市内全域による「市民アンケート」「事業所アンケート」を実施しました。また、より多くの意見を募集したいことから、インターネット・環境保全課の窓口でも募集を行いました。

今後、本報告書を基礎資料とし、関係機関と協議を行いながら、規制地域及び規制基準の選定を行っていきます。

## 1．調査目的

本調査は、川越市の20歳以上の市民及び事業所を対象として、悪臭に関する状況や意見を把握し、悪臭防止法に基づく「臭気指数規制」の枠組みの基礎資料とするとともに、今後の悪臭対策の体制の整備・充実に反映させていくことを目的とする。

## 2．調査方法

### その1：郵送によるアンケート調査

(1) 調査地域...川越市全域

(2) 調査対象...市民：20歳以上の男女個人1,000人

(各地区について男500人・女500人を均等に配布。住民基本台帳より無作為抽出)

事業所：200事業所

(川越市畜産振興協議会他18件 川越調理師会35件 市内の工業団地事務局87件

環境法令に係る規制事業所31件 過去苦情受付等29件)

(3) 調査方法...郵送法(郵送配布 郵送回収)

(4) 調査期間...平成18年7月10日～平成18年8月31日

### その2：インターネット・窓口によるアンケート調査

(1) 調査地域...川越市全域

(2) 調査対象...市民：不特定

事業所：不特定

(3) 調査方法...インターネット・ページ・窓口受付

(4) 調査期間...平成18年7月10日～平成18年8月31日

### 3. 回収結果

		対象者数	有効回収数	有効回収率
その1 郵送法	市民	1,000件	428件	42.8%
	事業所	200件	99件	49.5%
その2 HP・窓口	市民	不特定	108件	
	事業所	不特定	1件	
合計：市民			536件	
合計：事業所			100件	

### 4. 報告書を読む際の注意

- (1) 図表の中の基数とは該当質問の回答者を表している。
- (2) 調査方法「その1」「その2」は、集計に違いがみられるが、図表作成については、「合計」の回答を採用している。
- (3) 設問の一部では、用途地域別の割合について集計している。
- (4) 具体的な設問で、一人2つ以上の内容の記入があった場合には、これを1件とせずに延件数として集計している。
- (5) 個人情報等については記載していない。